

別表（第2条、第3条、第5条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供するサービス種別 等の区分(※ ₃)(※ ₅)(※ ₆)	4 支給単価(※ ₃)(※ ₄)(※ ₆)	5 支給申請書提出先
(1) 医療機関等物価高騰対策支援事業	県内に所在する病院、診療所、助産所、歯科技工所、薬局を運営する事業者（法人又は個人）	病院(病床数200床以上) ※保険医療機関に限る。	(1) 光熱費 ・1施設当たり235,000円 ・救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)(※ ₁) 1施設当たり120,000円を加算 ・一般病床1床当たり20,000円を加算 ・療養病床等(※ ₂)1床当たり14,000円を加算 (2) 食材料費 ・1床当たり3,200円を加算	福祉保健部 健康医療局 医療政策課
		病院(病床数100床以上200床未満) ※保険医療機関に限る。	(1) 光熱費 ・1施設当たり170,000円 ・救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)(※ ₁) 1施設当たり120,000円を加算 ・一般病床1床当たり15,000円を加算 ・療養病床等(※ ₂)1床当たり9,000円を加算 (2) 食材料費 ・1床当たり3,200円を加算	
		病院(病床数100床未満) ※保険医療機関に限る。	(1) 光熱費 ・1施設当たり120,000円 ・救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)(※ ₁) 1施設当たり120,000円を加算 ・一般病床1床当たり12,000円を加算 ・療養病床等(※ ₂)1床当たり5,000円を加算 (2) 食材料費 ・1床当たり3,200円を加算	
		診療所(有床)(病床数1床以上19床以下) ※保険医療機関に限る。	(1) 光熱費 ・1施設当たり85,000円 ・一般病床1床当たり9,000円を加算 ・療養病床等(※ ₂)1床当たり5,000円を加算 (2) 食材料費 ・1床当たり3,200円を加算	

		診療所(無床)、歯科診療所 ※保険医療機関に限る。	・1施設当たり70,000円	
		助産所	・1施設当たり25,000円	
		歯科技工所	・1施設当たり25,000円	
		薬局 ※保険薬局に限る。	・1施設当たり25,000円	福祉保健部 健康医療局 医療・保険課
	<p>※₁ 救急告示医療機関(精神科救急医療施設含む)の認定及び病床数は令和6年4月1日時点とする。</p> <p>※₂ 療養病床等:療養病床、精神病床、結核病床、感染症病床</p> <p>※₃ 令和6年4月1日時点で休床の病床は「3 施設区分・提供するサービス種別等の区分」及び「4 支給単価 (1)光熱費」の病床数に含めない。</p> <p>※₄ 「4 支給単価 (2)食材料費」の病床数は令和6年4月1日時点の許可病床数とする。</p> <p>※₅ 「3 施設区分・提供するサービス種別等の区分」の病院又は診療所について、同一法人内に令和6年3月31日以前に療養病床等から転換した介護医療院又は介護老人保健施設を有する場合は、当該転換した病床数を含めた区分を適用する。</p> <p>※₆ 公立施設の場合は食材料費のみ支給する。</p> <p>※₇ 同一の建物で「医科診療所」と「歯科診療所」を実施している事業者の場合は、いずれか一つの施設区分においてのみ支給申請を行うことができる。</p>			
(2) 高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業	県内に所在する訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション事業所を運営する法人	訪問系施設 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション	令和6年3月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額 <区分A> 単 価: 1施設当たり50,000円 該当施設: 以下のいずれかに該当する施設 ・令和6年3月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり41回以上の施設 ・令和6年3月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の施設 <区分B> 単 価: 1施設当たり40,000円 該当施設: 区分A、区分Cのいずれにも該当しない施設 <区分C> 単 価: 1施設当たり30,000円 該当施設: 以下の両方に該当する施設 ・令和6年3月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり20回以下の施設	福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課

			<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、個別に申請可能。 ※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができる。ただし、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請を行うことができる。 ※令和6年3月の訪問実績がない新規事業所は区分Cでの申請とする。 	
		<p>通所系施設 ・通所リハビリテーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1施設当たり35,000円 ・定員1人当たり2,000円を加算 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 	
<p>※各施設の定員については、令和6年4月1日現在における指定状況による。</p>				